



## 福島第一原子力発電所事故対応に関する提言

平成 23 年 6 月 20 日  
日本原子力学会「原子力安全」調査専門委員会  
放射線影響分科会・クリーンアップ分科会

福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物（がれき、浄水・下水汚泥、焼却灰、草木、除染活動に伴い発生する土壌等）を対象にして、国から、その処理処分等の安全確保や取扱いに関する当面の考え方が発表されつつある。ここでは、事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に対して適用すべき考え方に関連して、以下を緊急に提言する。

すでに広域に放射性物質が存在している状況下における廃棄物の処理処分等の安全確保や取扱いに関する判りやすい考え方を早急に作成し、国や地元自治体の安全対策に活用できるようにすること。

- ・国際放射線防護委員会（ICRP）では、最新の 2007 年の主勧告において、平常時、すでに広域に放射性物質が存在している状況、緊急時の 3 つに区分した放射線防護の考え方を示している。しかし、これまでの ICRP や我国の放射性廃棄物の処理処分等に関する放射線防護の考え方は、概してこのうちの「平常時」における処理処分等を想定して構築されてきた。
- ・「平常時」と異なり、すでに広域に放射性物質が存在している状況における処理処分等の安全を適切に確保するためには、放射性物質の存在状況を考慮した短期的な対応措置や環境修復の目標となる長期的な基準との整合やバランスを考慮し、関係者（住民、地元自治体等）による合意形成を図っていくことが極めて重要である。
- ・すでに広域に放射性物質が存在している状況においては、「平常時」の基準のみが適用されると、被ばく低減化のためのより有効な対策の実施が妨げられることも懸念されることから、すでに広域に放射性物質が存在している状況における廃棄物の処理処分等の安全確保や取扱いに関する判りやすい考え方を早急に作成する必要がある。
- ・日本原子力学会は、放射線防護、環境影響、線量評価、クリアランス、除染、環境修復計画、廃棄物処理処分等の専門家集団を擁しており、放射線影響と環境修復の観点から、標記の安全確保や取扱いの考え方の作成に寄与する所存である。

注) 文中では、ICRP 2007 年勧告の用語を平易な言葉に置き換えて説明することとし、ICRP の「計画的被ばく状況」は「平常時」、また ICRP の「現存する被ばく状況」は「すでに広域に放射性物質が存在している状況」と置き換えた。